

一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会定款

平成25年 2月 1日作成
平成25年 2月 7日 認証
平成25年 2月20日 設立

一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会と称する。

(目的)

第2条

当法人は、広く一般市民に対して、水に関するあらゆるリスクの認識、知識の向上と、水難事故の救助、救護活動、海岸、海岸周辺の環境保護活動を行い、社会教育の推進と市民の生命、身体の保護を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1)

ウォーターリスクマネジメントの普及、啓蒙に関する事業

(2)

各種講演会、研修会、セミナー等の企画、立案、運営及び実施に関する事業

(3)

ウォーターリスクマネジメント、救助、救援活動等についての調査、研究及び情報の提供に関する事業

(4)

ウォーターリスクマネジメントに関わる人材の教育、研修、指導及び育成に関する事業

(5)

ウォーターリスクマネジメント、救助、救援活動等に関わる個人、団体等との連絡、協力、調整、連携及び提言に関する事業

(6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所等)

第3条

当法人は、東京都港区に主たる事務所を置く。

2当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第6条

当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

2当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条

正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条

会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (会員資格の喪失)

第10条

前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき

- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条

会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2

当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条

社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 18 条

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2

前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(代理)

第 19 条

社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 20 条

理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(社員総会規則)

第 22 条

社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員等

(役員の設定等)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。また、若干名を副代表理事とすることができる。

3 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事及び専務理事若干名を選定することができる。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2

代表理事、副代表理事、常務理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
(役員制限)

第 25 条

理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(1)

当該理事の配偶者

(2)

当該理事の三親等以内の親族

(3)

当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4)

当該理事の使用人

(5)

前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6)

前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 26 条

代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第 27 条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4

理事又は監事は、第 2 3 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条

役員解任は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬及び退職慰労金)

第 30 条 役員報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

(取引制限)

第 31 条

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)

自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)

自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)

当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3前2項の取扱いについては、第41条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第32条

当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)

社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2)

規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)

前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4)

理事の職務の執行の監督

(5)

代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選任及び解職

2

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)

重要な財産の処分及び譲受け

(2)

多額の借財

(3)

重要な使用人の選任及び解任

(4)

従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)

理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他
当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第35条

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)

代表理事が必要と認めたとき

(2)

代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表
理事に招集の請求があったとき

(3)

前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内
の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、
その請求をした理事が招集したとき

(4)

監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき

(5)

前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内
の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、
その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第36条

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集
する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があつ

た日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 37 条

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

2代表理事に事故等による支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の議事の省略)

第 38 条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することは要しない。ただし、一法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第

40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 41 条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事かにおいて定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 42 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 43 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 44 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 46 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 47 条

この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2

当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞無く行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 49 条

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、

公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条

当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第51条

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第53条

当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第54条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員)

第 55 条

当法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事今西 淳樹

設立時理事藤田 和人

設立時理事野口 貴史

設立時理事小林 勝人

設立時代表理事 今西 淳樹

設立時監事森林 勝則

(設立時社員)

第 56 条

当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神奈川県横浜市鶴見区市場上町十番二号二〇五

設立時社員 今西 淳樹

(住所)

設立時社員 藤田 和人

静岡県御前崎白羽 6 6 2 1 番地の 1 0 7 0

設立時社員 野口 貴史

(住所)

設立時社員 小林 勝人

(法令の準拠)

第 57 条

この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ウォーターリスクマネジメント協会の設立のため、設立時社員今西淳樹、同藤田和人、同野口貴史、同小林勝人の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 2 5 年 2 月 1 日

設立時社員 今西 淳樹

設立時社員 藤田 和人

設立時社員 野口 貴史

設立時社員 小林 勝人

定款作成代理人 行政書士 林 洋志

